

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成28年3月2日、午後4時頃、本庁舎地下駐車場で発生した車両損傷事故。 本庁舎地下駐車場へ駐車しようとした君津市所有の普通乗用車が、駐車していた相手方所有の軽乗用車の左側後方に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（富津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、53,028円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成28年3月31日

平成28年6月3日提出

君津市長 鈴木洋邦